

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮津市長 城崎 雅文

市町村名 (市町村コード)	宮津市 (26205)
地域名 (地域内農業集落名)	日ヶ谷地区 (立、大西、厚垣、落山、藪田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 7 月 28 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

日ヶ谷地区は宮津市の最北端に位置する旧村で、人口流出と高齢化が進み今後集落機能の維持が困難な状況にある。農地は、大きく10団地に区分され、このうち比較的農地が集積しているのは3団地のみで、他の団地は総体的に少筆数単位で山間地に分散しており、中核的担い手の平均年齢は74歳。地域の多くの担い手は高齢化により耕作できる限界に近づいてきている。ほ場整備済の農地については、管理委託や農地貸借等により維持は当分可能と思われるが、後継者不足に伴い未整備地をはじめ山間部の農地から耕作困難な状況となり耕作放棄地の増加が危惧される。

また、地域全体が山間地に囲まれる立地から、深刻な鳥獣被害に対する防護柵等の維持管理や経費面に苦慮しており、農地だけでなく地域全体で検討、対応していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、農家を中心に地域と農業の活性化方策について定例的に話し合いを重ねている。
高齢農業者や半農半X等による多様な人材による補完作業を推進し、村ぐるみで農業従事者の維持確保・育成を図ることが必要である。

個人の耕作を重視しつつ、耕作困難となった場合は中山間組織との共同作業により荒廃化を防ぐとともに、将来的には山地に囲まれた小区画の農地については保全管理田等、粗放的な管理を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

ほとんどの農家で後継者が見込めないため、現在の世代が働けるうちは現状維持。新規参入者が現れた時は、耕作していない部分は貸出し、農地の活用を図る。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
不耕作地は新規参入者等に希望があれば貸し出す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
ほ場整備済で農地が連担して集団化している団地について、農地中間管理機構を活用した担い手への再集積・集約を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
取組の予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
府、市、京都府農業会議、普及センター等と連携して相談対応等に取り組む。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進や、移住者の促進をするため、情報提供、フォローアップ、相談対応等を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
近隣地域の営農組織を活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、猿の被害が拡大しないよう防止柵の設置、維持管理をする。
 ⑧地域特産物のそばを地域工房にて加工、販売を行う。
 ⑩市と連携し、新規就農、インターンなど受入れ体制を構築し、継続的に移住の受入れを進める。